

広島県告示第六百三三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第二項の規定により、昭和三十六年十一月一日に定めた広島県市町職員退職手当組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を次のとおり改正する。

平成二十年六月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県市町職員退職手当組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

広島県市町職員退職手当組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和三十六年十一月一日施行）の一部を次のように改正する。

題名中「広島県市町職員退職手当組合」を「広島県市町総合事務組合」に改める。

第一条中「広島県市町職員退職手当組合」を「広島県市町総合事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成二十年七月一日から施行する。